

青森県地域未来投資促進基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、平成30年2月1日現在における青森県内の全市町村（青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）の行政区域とする。

概ねの面積は96万5千ヘクタール程度（青森県の面積）である。

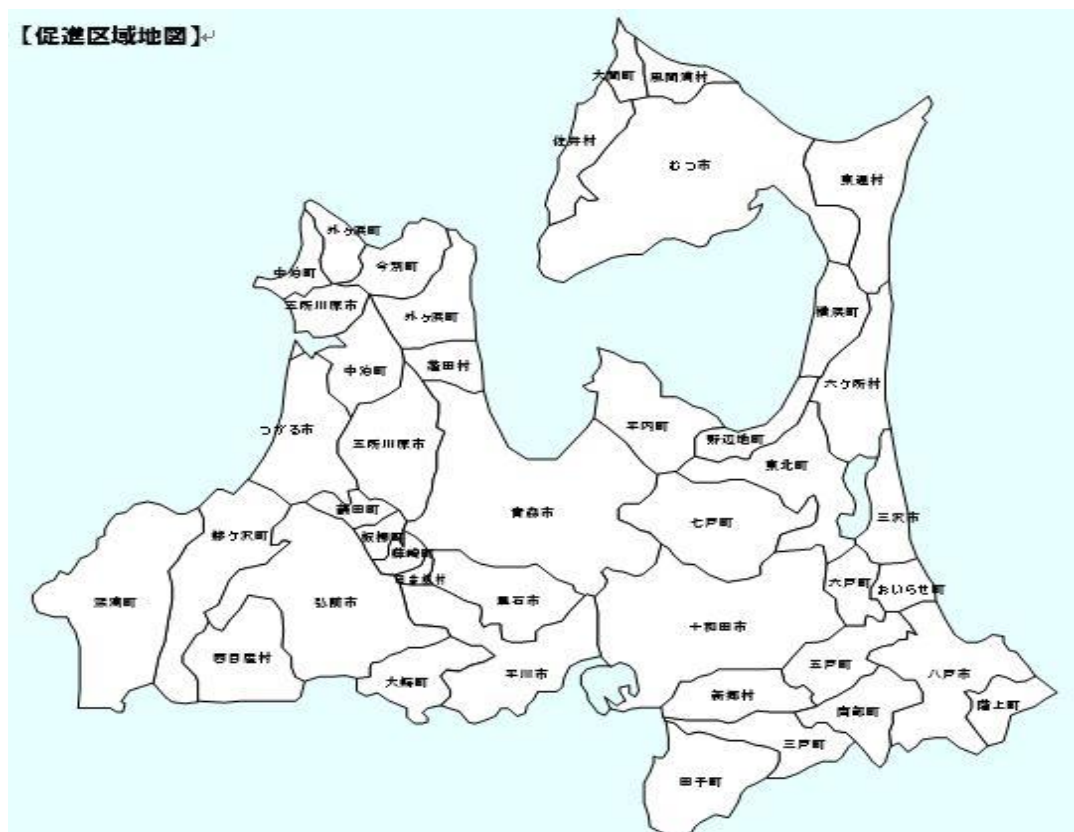
本区域には、次の区域を含むものであることから、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ・自然公園法に規定する国立公園、国定公園、及び青森県自然公園条例に規定する県立自然公園
- ・自然環境保全法に規定する自然環境保全地域、及び青森県自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地

なお、本区域には、次に掲げる区域は存在しない。

- ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
- ・自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域

また、促進区域において、土地利用関係の諸計画等が既に策定されている場合は、当該諸計画等と調和を図るものとする。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

本県は、本州最北端に位置し、東は太平洋、西は日本海、北は津軽海峡と、三方を海に囲まれ、津軽・下北の両半島が陸奥湾を抱き、中央には「八甲田山」及び「十和田湖」を代表とする十和田八幡平国立公園、北部には下北半島国立公園、東部には小川原湖などの湖沼群や三陸復興国立公園に指定された種差海岸階上岳地域、西部には岩木川によって形成された津軽平野が広がり、県内最高峰の岩木山、秋田県との県境を挟んで世界自然遺産「白神山地」を有するなど、緑豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれている。

面積は約9,645 km²で全都道府県の8番目であり、その海岸線は796 km余りにわたっている。

気候は、海域や地形が複雑なことから、地域によって気候が大きく異なり、冬は、冷たく湿った空気が奥羽山脈にぶつかり津軽地方に雪を降らせる一方、太平洋側は、奥羽山脈が障壁となって乾燥した晴天の日が多いのが特徴で、夏は、冷たく湿った偏東風（ヤマセ）のため、太平洋側で低温・多湿の日が多くなっている。季節の移り変わりが明瞭で、季節ごとの美しい自然を堪能できる。

②インフラの整備状況

空路は、青森と三沢の2空港があり、東京、大阪、名古屋、札幌の国内主要都市と直行便で結ばれているほか、青森空港では、韓国や中国への国際路線も運航され、空路による県外及び海外とのアクセスが確保されている。

鉄道は、東北新幹線では新青森、七戸十和田、八戸の3駅が開業しており、東京・新青森間は最速3時間弱で結ばれている。また、2016年には今別町に北海道新幹線奥津軽いまべつ駅が開業し、県外とのアクセスがさらに向上したところであり、今後、2031年に札幌まで延伸される予定となっている。

高規格幹線道路は、東北縦貫自動車道弘前線（大泉JCT～青森IC）と東北縦貫自動車道八戸線（大泉JCT～上北IC）が整備され、道路による首都圏とのアクセスが確保されているとともに、一般国道の自動車専用道路として津軽自動車道（浪岡IC～鰺ヶ沢IC）及び八戸・久慈自動車道（八戸JCT～階上IC）が、地域高規格幹線道路として下北半島縦貫道路（野辺地IC～横浜吹越IC）が整備され、県内交通のネットワーク化が進んでいる。

港湾は、青森、八戸及びむつ小川原の3港が重要港湾に指定されており、青森港は、北海道と結ぶ1日16往復のフェリーが就航し、本州と北海道の物流を支える基幹航路の発着港となっているほか、大型クルーズ船の寄港は東北一の実績を有している。八戸港は、5万t級の船舶が接岸できる岸壁のほか44の公共バースが整備され、中国や韓国への定期コンテナ船が就航するとともに、内航フィダー航路も開設され、北東北を代表する国際貿易・物流拠点として機能している。むつ小川原港は、むつ小川原開発における物流の中核を担う港湾として整備されている。

③産業構造

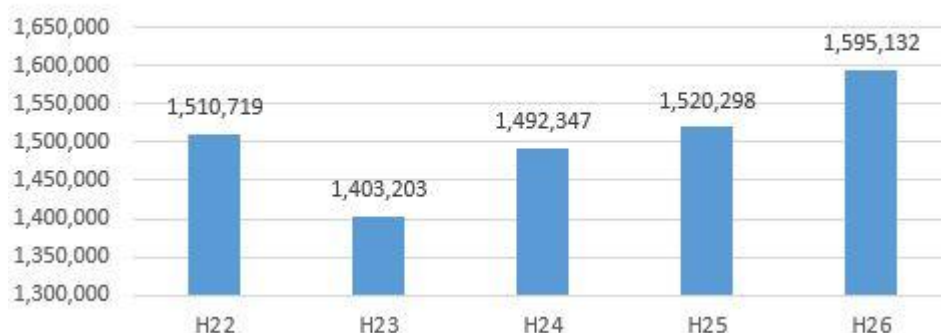
本県の産業構造は、平成26年の県内総生産の構成比で、一次産業が産業全体の3.9%（全国1.2%）、二次産業が22.0%（全国24.7%）、三次産業が74.4%（全国73.3%）となっており、全国と比較して第一次産業の比重が高い。農林水産省「平成28年農業総産出額及び生産農業所得」によると、農業産出額は3,221億円に上り全国第7位、うち果実が854億円で全国1位、ブローラーが210億円で全国4位となっている。

一方、二次産業のうち製造業は全国平均の18.7%に対し14.1%と構成比が低くなっているものの、本県就業人口全体の約2割を占めるなど、雇用の受け皿として重要な役割を担っている。また、経済産業省「平成26年工業統計調査」によると、製造品出荷額等は1兆5,951億円で全産業の24.4%を占めており、構成比は、高い順から、非鉄金属（21.3%）、食料品（20.5%）、電子部品（9.4%）、業務用機械（7.9%）となっている。

地域別で見ると、津軽地域は、農林水産資源を利用した食料品、木材・木製品などの地域資源型の伝統的な地場産業中心の産業構造であったが、昭和40年代以降は、青森空港や東北縦貫自動車道の整備に伴って大手メーカー系列の半導体集積回路、情報関連機器、電機部品・電子デバイス、医療機器関連などの拠点工場を始めとして、電気機械、精密機械等の加工組立型産業が立地している。また、県南地域では、八戸市が昭和39年に新産業都市に指定されて以来、臨海部を中心に、鉄鋼、紙・パルプ、非鉄金

属、化学等の基礎素材型産業の立地が進んだほか、八戸北インター工業団地等には半導体・液晶関連産業、自動車部品や電気機械等の加工組立型産業、情報通信関連産業などの企業が立地するなど、県内全域に多様な産業がバランス良く分布している。

製造品出荷額等の推移(百万円)



資料) 経済産業省「工業統計調査」

④人口分布の状況

本県の推計人口は、昭和58年(1983年)の約152万9千人をピークに減少が始まり、平成28年(2016年10月1日現在)は約129万3千人となった。平成11年以降は、自然増減、社会増減とも減少に転じ、人口減少と少子高齢化が急速に進行している。

市町村別の人口は、上位から青森市が約284千人、八戸市が約229千人、弘前市が約175千人となっており、この3市で県全体の約53%を占めている。人口10万人を超える市が3市ある一方、人口1万人未満の町村が16町村ある。

年齢別人口の割合をみると、15歳未満(年少人口)が11.2%、15～64歳(生産年齢人口)が57.8%、65歳以上(老年人口)が31.0%となっており、今後、年少人口及び生産年齢人口は、人口数及びその割合とも減少する一方で、老年人口割合は増加することが見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)によると、平成37年(2025年)の県人口は約116万1千人と予測されている。

このように、本県では、人口の急速な減少による労働力不足や地域経済の縮小が大きく懸念されているところである。



資料) 総務省「国勢調査」、青森県「人口移動統計調査」、「統計年鑑」、平成25年以降の推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

青森県では、喫緊の重要課題である人口減少の克服に向けて、若者や女性の県内定着に向けた雇用の創出・拡大を図るため、製造業を中心とした産業立地を促進するとともに、地域特性や人材などの優位性を生かすことのできるアグリ（農林水産業）、ライフ（医療・健康・福祉）、グリーン（環境・エネルギー）の成長3分野の産業の創出・強化や地域産業の育成などに取り組んでいる。

ものづくり分野では、既存の産業集積等を生かしながら、航空機や自動車等の輸送用機械、医療・健康福祉機器や新素材等成長産業の戦略的な企業誘致、誘致企業と県内企業との取引等を契機とした県内企業の新分野への参入、県外からの本社機能移転等を推し進め、地域経済において重要な役割を担う新産業の創出や企業独自の技術を生かしたニッチ分野等における事業拡大を促進する。

また、本県の基幹産業であるアグリ関連分野では、豊富な資源を生かしながら、新ブランドの開発や食品関連産業の集積を促進するとともに、風況等本県の自然環境等を活用した環境・エネルギー関連産業の振興を図る。

さらに、地理的な影響を受けにくく、首都圏からの遠隔地であっても立地が期待できる情報・クリエイティブ関連産業や本州の最北端に位置し三方を海に囲まれ、港湾・空港・鉄道・道路などの交通インフラが整備された本県の立地環境を活用した物流関連産業の振興を図り、本県の産業全体に高い経済的波及効果を及ぼすことを目指す。

(2) 経済的効果の目標

1件当たり 3,251 万円「青森県の1事業所当たり平均付加価値額（経済センサス活動調査（平成24年））」以上の付加価値を生み出す地域経済牽引事業 40 件の創出を目指すとともに、地域経済牽引事業がさらに 1.3 倍の波及効果（平成23年青森県産業連関表における逆行列係数全産業平均値）を及ぼすものとして、およそ 16.9 億円の付加価値額が創出されることを目指す。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額創出額	—	1,690 百万円	—

（算定根拠）

$3,251 \text{ 万円} / 1 \text{ 件} \times 40 \text{ 件} \times 1.3 = 169,052 \text{ 万円} \approx 1,690 \text{ 百万円}$

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
—	—	—	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（1）～（3）の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に掲げる地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、3,251 万円「青森県の1事業所当たりの平均付加価値額（経済センサス活動調査（平成24年））」を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で2%程度増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で2%以上増加すること
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で1%以上増加すること

なお、上記要件の(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも短い場合は、その事業計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の区域とする。面積は、概ね18.1ha程度である。（設定する区域は、平成30年2月1日現在における大字、字及び地番により表示したものである。）

区分	区域名称	市町村名	大字・字・地番	面積 (ha)
①	第一福地工業団地	南部町	大字法師岡字勘右エ門山1-1、1-5 大字法師岡字仁石エ門山3-3、3-6、3-12、3-23	11.2
②	第二福地工業団地	南部町	大字法師岡字大平1-2、1-4、1-6	6.9

当該区域は、世界で初めてエコカー用角度センサーを開発し世界シェア9割を誇る電気機械器具製造関連企業の工場等が立地するとともに、東北縦貫自動車道の八戸IC、南郷IC及び一戸ICや東北新幹線八戸駅などから近く、交通ネットワークが良好な工業団地であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点区域に設定することとする。

重点促進区域には、土地利用調整区域を設定せず、工場立地特例対象区域のみを設定する。

なお、当該区域は、都市計画区域外にあり、農業振興地域整備計画における農用地区域は含まず、環境保全上重要な地域や遊休地も存在していない。

また、本地域における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した重点促進区域を設定するに当たっては、同計画と調和を図るものとする。

(地図) 別紙のとおり

(2) 区域設定の理由

【重点促進区域①：第一福地工業団地】

区域全体が造成済みの工業団地で、電気機械器具製造関連企業の工場等が立地しており、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域②：第二福地工業団地】

区域全体が造成済みの工業団地で、金属製品製造関連企業の工場等が立地しており、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、当該区域は、いずれも、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関す

る法律に基づき策定した「青森県県南・下北地域基本計画」において重点促進区域に指定し、工場立地法の緑地率について、市町村条例で低減措置を講じてきた区域であり、引き続き、本計画に基づき、市町村条例で低減措置を講じる。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

上記の重点促進区域を工場立地特例対象区域とする。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①青森県の基礎素材型産業や加工組立型産業等の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②青森県のりんご等豊富な特産品を活用したアグリ関連分野
- ③青森県の医療機関や産業支援機関の知見を活用したライフ関連分野
- ④青森県の豊かな自然環境を活用した環境・エネルギー関連分野
- ⑤青森県の低コストで快適な立地環境を活用した情報・クリエイティブ関連分野
- ⑥青森県の交通インフラを活用した物流関連分野

(2) 選定の理由

①青森県の基礎素材型産業や加工組立型産業等の集積を活用した成長ものづくり分野

本県は、臨海部を中心に、港湾等のインフラ整備が進み、これまでの水産加工業や造船業等に加え、鉄鋼、紙・パルプ、非鉄金属、化学等の基礎素材型産業の立地が進むとともに、内陸部では、青森空港や東北縦貫自動車道等の整備に伴って、大手メーカー系列の半導体集積回路、情報関連機器、電機部品・電子デバイス関連などの拠点工場を始めとした、半導体・液晶関連、自動車部品、電気機械、精密機械等の加工組立型産業が数多く立地している。

製造品出荷額等で見ると、非鉄金属が3,392億円で東北1位、鉄鋼が1,212億円で東北2位、業務用機械器具が1,253億円で東北2位と上位に位置しているとともに、これらの産業を中心とした本県製造業の就業人口は県全体の約2割を占め、雇用の受け皿としても重要な役割を担っているなど、基礎素材型産業や加工組立型産業の集積が進んでいるところである。

これらの企業は、時代のニーズに柔軟に対応しながら技術開発を進め、航空機や自動車等の輸送用機械、新素材等、付加価値の高い製品の開発にも取り組んでいるところであり、今後、人口減少と高齢化、I o TやA Iの開発・導入、ビッグデータの活用等が進む中、こうした企業の新分野進出や事業拡大は、域内に新たなバリューチェーンを構築するほか、周辺企業との取引拡大にも寄与することが期待される場所である。

よって、基礎素材型産業や加工組立型産業と、本県の食料品製造、情報、エネルギーなどの各分野における既存の産業や新産業との連携を促進し、県内ものづくり企業の基盤強化を図るとともに、地域経済牽引事業として、非鉄金属等の基礎素材型産業や半導体、電子部品・デバイス、業務用機械等の加工組立型産業などの成長ものづくり分野における設備投資などの積極的な事業活動を支援していく。

②青森県のりんご等豊富な特産品を活用したアグリ関連分野

日本の食料自給率（カロリーベース）が38%（平成28年度概算値）と低い中、本県は124%（平成27年度概算値）で全国4位となっており、また、米、野菜、果実、魚介類のバランスも良く、収穫量及び生産量の多さはもちろんのこと、農業産出額及び漁業生産額が高く、特に農業産出額は平成16年以降、13年連続で東北1位を維持している。

野菜・果実では、りんご、にんにく、ごぼう、ながいもの収穫量（平成28年）が全国1位、畜産では、ブロイラーの飼養羽数（平成29年）が全国4位、魚介類では、三方を海に囲まれていることもあり、海面漁業・養殖業が生産量（平成28年）で全国5位、産出額で全国7位、ひらめ、いか類、わかさぎの漁

獲量（平成 28 年）が全国 1 位、しじみの漁獲量（平成 28 年）及びはたてがいの生産量（平成 28 年）が全国 2 位、森林面積（平成 28 年）が 65.3%を占め、生産量（平成 27 年）でカラマツが全国 4 位、杉が全国 6 位となっている。

そのため、これらの豊富な農林水産物を原材料として活用し、食料品を製造する企業が県内各地に数多く立地するとともに、最近では大型の木材加工施設やバイオマス発電関連施設の立地も見られ、包装資材、加工処理設備、冷蔵・冷凍倉庫、運送等の関連産業にも波及効果を与えている。

また、本県では、基幹産業である農林水産業の成長産業化を目指して「攻めの農林水産業」を推進するとともに、「あおもり農商工連携推進プラン」を策定し、農商工の連携・融合等による産業振興に取り組んでいるところである。

一方、輸入食品の増加や人口減少に伴う生鮮品の国内市場の縮小、健康志向による機能性食品の需要拡大等の環境変化の中で、業務用加工を含む中間加工等の機能強化等も求められている。

本県の地域の特色を生かし、食品関連産業の更なる集積を図りながら、県産農林水産物を活用した健康食品等の研究開発や加工技術の開発などを進め、新技術・新産業の創出を支援するとともに、一次産品の素材の良さを生かした高付加価値商品の開発や 6 次産業化により域外の需要への対応を後押しすることとしている。

よって、地域経済牽引事業として食料品、飲料・飼料等の製造や木材・木製品の製造等及びその関連産業などのアグリ関連分野における設備投資などの積極的な事業活動を支援していく。

③青森県の医療機関や産業支援機関の知見を活用したライフ関連分野

高齢化が進む我が国において、とりわけ本県は、総人口に占める 65 歳以上人口の比率が高く、平均寿命が男女ともに全国最下位であるなど、多くの医療課題を抱える高齢化先進地域の一つとなっている。

このような中、本県では、ライフ関連産業（医療・健康・福祉）が、本県の強みを最大限に生かすことにより、持続的な経済成長を支える産業となることが期待できる分野であることから、平成 23 年 11 月に「青森ライフイノベーション戦略」を、平成 28 年 3 月に同戦略の「セカンドステージ」を策定し、県内企業による外貨獲得の一層の強化に取り組むことを基本方針に掲げて、関係機関と連携しながら医工連携、サービス、プロダクトの 3 つの重点分野の振興を図っているところである。

このうち医工連携では、参入障壁が低い医療周辺機器からの市場参入を促進するため、救急医療で先進的な取組を行う八戸市民病院など医療周辺機器の実証協力機関や青森県臨床工学技士会との協働による地域企業支援体制の整備などの取組により当該分野への参入に意欲を持つ企業が増加し、医療用器具部品等出荷額が、平成 26 年は約 45 億円で平成 20 年の約 2 倍、全国で 6 位と、近年上昇傾向をみせているほか、サービス分野では ICT を活用した健康増進支援システムの開発、プロダクト分野では青森県、弘前大学、青森県産業技術センター、公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター及び地域金融機関などによる健康素材「プロテオグリカン」の地元企業における活用に向けた取組が進んできており、平成 28 年度時点でのプロテオグリカン関連商品の累計製造出荷額が約 145 億円に成長するなど、関連市場は着実に拡大を続けている。

よって、本県の地域特性や特色ある地域資源、強みを最大限生かしながら、ライフ関連産業の創出と集積による地域経済の成長促進に向けた政策展開を一層強化し、ライフ関連産業を次世代における本県の経済成長を牽引する重要な産業の柱として育成していくとともに、本県弘前市を促進区域とする基本計画と調整を図りながら、地域経済牽引事業として医療健康福祉関連機器や機能性食品、化粧品等の製造・販売関連産業、ヘルスケアサービスの創出に寄与する IT 関連産業や農・食、ツーリズム関連産業などライフ関連分野における設備投資などの積極的な事業活動を支援していく。

④青森県の豊かな自然環境を活用した環境・エネルギー関連分野

本県は、三方を海に囲まれ、豊富な森林資源や冷涼な気候など、自然環境に恵まれており、特に、風力発電は全国の有数の適地で、平成 29 年 3 月末現在、風力発電の設備容量が 385,263 キロワットで全国 1 位、設置数が 239 基で全国 2 位となっている。また、県内には、世界初の NAS 蓄電池併設型のウィンドファームがあるほか、平成 27 年 10 月には、国内最大級の大規模太陽光発電施設（メガソーラー・115,000 キロワット）が稼働したところである。

また、本県の豊かな森林資源から発生する間伐材やりんごの栽培過程で発生する剪定枝等を燃料にするバイオマス発電により地域に電力を供給するエネルギーの地産地消の取組、地中熱や温泉熱を利用した住宅・施設等での冷暖房や融雪など、地域の特性に応じた様々な再生可能エネルギーの活用が図られているとともに、環境にやさしい電気自動車やプラグインハイブリッド車などの導入普及の取組も進められている。

本県では、平成27年度に新たな「青森県エネルギー産業振興戦略」を策定し、引き続き、豊富なエネルギーポテンシャルを地域の産業振興につなげるため、地域の中で「人材」と「資金」、「資源」と「エネルギー」が効率的に循環する仕組みづくりに取組み、エネルギー関連産業の集積や新産業の創出を促進しているところである。

よって、地域経済牽引事業として、風力・太陽光を始めとする再生可能エネルギー関連産業やバイオマス資源等を活用する環境関連産業などの環境・エネルギー関連分野における設備投資などの積極的な事業活動を支援していく。

⑤青森県の低コストで快適な立地環境を活用した情報・クリエイティブ関連分野

本県は、他の地域と比較して、土地や建物の価格が低廉（住宅地平均価格：2位（平成28年都道府県地価調査）、住宅建設費：4位（平成28年住宅着工統計）、家賃：1位（平成25年住宅・土地統計調査））であることから、立地する際の初期投資費用が安価に抑えられるなどのメリットがあり、また、情報・クリエイティブ関連企業の立地や企業の本社機能移転などオフィスの開設や運営に係る補助制度等が充実しているとともに、自然環境や住環境にも恵まれ（空気が綺麗：1位（平成26年大気汚染状況報告）、水がおいしい：1位、食材がおいしい：1位（平成26年～28年家計調査年報）、保育所待機児童が少ない：1位（平成28年厚生労働省調査）、余暇時間が長い：12位（平成23年社会生活基本調査））、ワークライフバランスの実現が図られるなど、情報関連企業が立地するのに適した環境にある。

このような中、低コストで快適なオフィス環境が企業に高く評価され、近年、本県の都市部を中心に、ソフトウェア開発、情報処理、設計・デザイン、コールセンター及びBPOセンターなどの情報・クリエイティブ関連産業企業の立地が活発化しており、既に進出した企業との繋がりにより、県外の情報関連企業が新たに立地するなど、集積が進みつつあるとともに、都市部以外では、冷涼な外気と雪氷を活用した東北最大級の省エネルギー型データセンターが立地し操業を開始するなど、新たな動きが見られている。

また、本県では、クラウドコンピューティングの進展に対応するため「クラウドあおもり戦略」を策定し、県内産ITサービスの県外等への進展、新産業の創造、IT人材の育成・確保、ITインフラの整備促進等に取り組んでいるところである。

我が国が人口減少・少子高齢社会に突入する中、とりわけ、生産年齢人口の減少が急速に進む本県における各産業分野では、産業人材不足に直面し、生産性の向上、生産技術の高度化や業務の効率化等が求められていることから、IoT、ビッグデータ、AIやソフトウェア開発を含む情報通信関連技術等の活用は不可欠となっており、本県の基幹産業である農林水産業を始め、製造業、小売業など幅広い産業において、課題解決のためのツールとして広く活用されていくものと考えられる。

このため、社会の情報インフラを支えるとともに他産業への波及や新産業の創造等を促進する産業として、本県産業全体の競争力強化に寄与するものであることから、第4次産業革命に対応した技術分野等の振興を推進し、地域経済牽引事業として、ソフトウェア開発、情報処理、情報通信、設計・デザイン、コールセンター及びBPOセンターなどの情報・クリエイティブ関連分野における設備投資などの積極的な事業活動を支援していく。

⑥青森県の交通インフラを活用した物流関連分野

本県は、かつて、三内丸山遺跡を始めとする縄文文化の発達を支えた海上交易が盛んで、中世の十三湊、江戸時代の北前船寄港地など環日本海物流に重要な役割を果たし、近年では、青函連絡船やフェリーが北海道・本州間物流の大動脈として機能してきた。

現在、県内には、青森、八戸及びむつ小川原の3つの重要港湾があり、青森港は、北海道と3時間40分で結ぶ1日16往復のフェリーが就航し、本州と北海道の物流を支える基幹航路の発着港となっている。

ほか、大型クルーズ船の寄港が年間 20 回を超え東北一の実績を有している。八戸港は、5 万 t 級の船舶が接岸できる岸壁のほか 44 の公共バースが整備され、中国や韓国への定期コンテナ船が週 3 便就航するとともに、内航フィダー航路も週 4 便開設され、平成 28 年にはコンテナ取扱量が 58,972TEU と過去最高になるなど北東北を代表する国際貿易・物流拠点として機能している。むつ小川原港は、むつ小川原開発における物流の中核を担う港湾として整備されている。また、東日本大震災で被災した八戸港は、いち早く機能の復旧が図られ、青森港や大間港等と連携し、東北への物流供給基地となるなど、本県の港湾は、全方位的な海上アプローチの良さから、国内におけるサプライチェーン寸断へのリスクヘッジを担える大きなポテンシャルを有していることが明らかとなったところである。

空路は、青森と三沢の 2 空港があり、東京、大阪などの国内主要都市と 1 日 25 往復の直行便で結ばれているほか、韓国や中国への国際路線も運航され、県外及び海外とのアクセスが確保されている。

鉄道は、東北新幹線新青森、七戸十和田、八戸の 3 駅があり、東京・新青森間は最速 2 時間 59 分で結ばれているほか、2016 年に北海道新幹線奥津軽いまべつ駅が開業し、県外とのアクセスがさらに向上したところであり、今後、札幌まで延伸される予定となっている。

道路は、東北縦貫自動車道弘前線（大泉 JCT～青森 IC）と東北縦貫自動車道八戸線（大泉 JCT～上北 IC）が整備され、仙台まで 3 時間 50 分、東京まで 7 時間 30 分でアクセスが可能となっている。このように、本県は、あらゆる高速交通体系が整備されており、これらの充実した高速交通体系を生かし、物流拠点の形成を支援することで、地域の多様な産業への大きな波及効果が期待される。

また、物流関連産業は、グローバル化するサプライチェーンの一端を担うものであり、物流インフラの整備や運営の効率化により、ものづくり産業等の生産性向上や製造品の付加価値を高めることが可能になる。

本県では、平成 25 年度に「青森県ロジスティクス戦略」を策定し、産業力強化や物流拠点化の取組を推進するとともに、平成 29 年度からは物流を軸とした産業・雇用の創出に向け、県内ものづくり企業と物流事業者との連携による高付加価値ビジネスの実現に向けた取組等を行っているところである。

よって、引き続き、本県の産業を支える物流機能の強化を図る施策を展開し、物流の高度化を進めながら、地域経済牽引事業として、各種輸配送業、倉庫・こん包業、国際輸送業などの物流関連分野における設備投資などの積極的な事業活動を支援していく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

豊かな地域資源を活用しながら、今後成長が期待できる産業分野での事業展開を促し、地域経済牽引事業を創出していくためには、事業者ニーズを適切に把握し、それに応じた制度の整備・運用が求められる。また、行政等の公共機関が有する公共データは、個人情報等の保護すべき情報に留意しながら、その活用を促すことが望ましいとの考えから、以下のとおり事業環境の整備に努めるものとする。

（２）制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税（県税）の軽減措置（青森県）

活発な設備投資を促すため、一定の要件のもと、不動産取得税や固定資産税の軽減措置に関する条例を制定した。

②固定資産税（市町村税）の軽減措置（市町村）

各市町村において、一定の要件のもと、固定資産税の軽減措置に関する条例の制定又は制定に向けた検討を行う。

③工場立地法に基づく緑地率の緩和措置（南部町）

企業の新規立地及び事業拡大に際して、周辺環境との調和を保ちつつ、コスト軽減による生産性向上を図る観点から、工場立地法に基づく緑地率に関する地域準則条例を制定している。

④補助制度（青森県、市町村）

県や市町村の設備投資や新事業展開、販路拡大、研究開発等に関する既存の補助制度を運用し、事業者の事業展開におけるコスト軽減を図る。

⑤融資制度（青森県、市町村）

事業者の設備投資や新事業展開に対する支援として、地域の金融機関と連携しながら事業計画の策定を支援するほか、県や市町村が整備している既存の融資制度の活用を促す。

⑥地方創生関係施策（青森県、市町村）

地域経済牽引事業に必要な事業環境の整備に当たっては、地方創生推進交付金の活用も検討する。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①産業用地情報の逐次開示（青森県、市町村）

民間遊休地を含む地域の産業用地情報について、WEBサイトで公表するなど、必要な事業者が必要な時に容易に閲覧できる環境を整備する。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応（青森県、市町村）

青森県、市町村のそれぞれの担当窓口（青森県商工労働部産業立地推進課及び各市町村の産業振興部局）が、事業者からの事業環境の提案その他事業者の抱える課題等の内容を聞き取り、県、市町村及び関係機関等が連携して検討の上、適切に対応する。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

①人材育成・確保（青森県、市町村）

事業者において人材が不足している状況に対応するため、各機関が相互に連携して地域における産業人材の育成及び確保に努める。

（６）実施スケジュール

取組事項	平成29年度 （初年度）	平成30年度～ 令和5年度（最終年度）
不動産取得税、固定資産税（県税）の軽減措置	11月議会に条例案提出、施行	運用
固定資産税（市町村税）の軽減措置	各市町村において検討	運用
工場立地法に基づく緑地率の緩和措置	運用	運用
補助制度	運用	運用
融資制度	運用	運用
地方創生関係施策	活用検討	適宜活用
産業用地情報の逐次開示	HP等で開示済	適宜情報更新
窓口や体制整備	窓口設置、対応開始	随時対応・連携
人材育成・確保支援	支援制度の整備、運用	適宜実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、青森県産業技術センター、公益財団法人21あおもり産業総合支援センター、青森県知的財産支援センター、地域の大学や商工団体等の支援機関が連携しながら、それぞれの能力を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①地方独立行政法人青森県産業技術センター

工業・農林・水産・食品加工分野が統合した試験研究機関であり、地域企業の高度技術の開発及び高度技術の製品開発への利用ばかりでなく、水稻・野菜・果実・魚類の新品種や栽培、ほ場や漁場の管理などの技術開発や普及、工業分野と農林水産分野の連携による事業者の課題解決などを支援する機関として、県内事業者に対する人材育成、産学官の連携支援、研究開発資金の助成、情報提供などを実施しているほか、高度技術開発・利用各種研究会や協議会等を設置し、産学官の共同研究を推進している。

②公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター

青森県内の中小企業者等に対し、研究開発から事業化・販路開拓までに応じた総合的な支援を実施しており、青森県よろず支援拠点や中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関としても認定されている。

③青森県知的財産支援センター

県内事業者の知的財産に関する支援窓口として、青森県と一般社団法人青森県発明協会が共同で運営しており、弁理士等知財専門家等と連携しながら、知的財産の普及啓発と活用促進、人材育成等の支援を行い、県内事業者の経営力や競争力強化を推進している。

④国立大学法人弘前大学

医学部、理工学部、農学生命科学部を中心に、研究シーズの社会実装を加速化することを目指すとともに、技術課題の解決に向けた共同研究や受託研究等も実施し、地域企業の技術力向上を図っている。

⑤八戸工業大学

工学部や感性デザイン学部を有し、各学科の教育プログラムが日本技術者教育認定機構の J A B E E の認定を受けるなど、国際的に活躍する技術者の育成に努めているとともに、医療機関や事業者と共同開発や実証実験を行うなど、地域の課題にも積極的に取り組んでいる。

⑥商工会議所

県内に7商工会議所があり、地域の事業者に対して、各種制度に関する情報の発信、人材育成等に係る各種セミナー等を通じた啓発活動や販路開拓支援、経営課題に応じた相談等の経営支援業務を実施している。

⑦商工会

県内に43商工会と青森県商工会連合会があり、地域の事業者に対して、各種制度に関する情報の発信、人材育成等に係る各種セミナー等を通じた啓発活動や販路開拓支援、経営課題に応じた相談等の経営支援業務を実施している。

⑧中小企業団体中央会

協同組合などの中小企業の連携組織を主な会員として、組合等の設立や運営の支援、任意グループなどの緩やかな連携組織の形成支援などを行っているほか、金融・税務や労働問題など中小企業の経営について、相談に応じるなどの支援を実施している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づき、ばい煙、粉じん等についての各種の大気汚染防止対策、水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づき、各種の水質汚濁防止対策を実施する。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、各種の対策を実施するほか、市街地等に関して騒音規制地域、振動規制地域及び悪臭規制地域が設定されている場合にはその公害防止に努める。

地域経済牽引事業の促進に当たっては、国の環境基本計画及び青森県環境の保全及び創造に関する基本条例、青森県環境計画、青森県地球温暖化対策推進計画、青森県循環型社会形成推進計画に基づき、自然と共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会を構築するため、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、環境影響評価法及び青森県環境影響評価条例等に基づき環境影響評価を実施する。

産業廃棄物及び事業系一般廃棄物については、青森県循環型社会形成推進計画に基づき、発生抑制、再使用及び再生利用の3Rを促進するほか、排出事業者等に対して、適正処理等の指導を行うとともに、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努める。

開発行為を伴う事業に当たっては、優れた自然環境や景観、文化財、まちなみ等への影響がないように適切な指導を行い、良好な景観の保全に努める。法令の遵守だけではなく、近隣の住民や関係者に対して説明等の必要がある場合には説明会を行うなど丁寧な対応をし、理解を得たうえで事業活動を行う。

国定公園区域及び県立自然公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、特定植物群落において実施しようとする事業については、関係法令の遵守のみならず、関係機関へ事前相談するなどし、環境への悪影響を及ぼさぬよう、適切な事業計画の作成を促す。

また、国定公園、県立自然公園及び鳥獣保護区を含む地域経済牽引事業計画を承認する際は、青森県の自然環境部局及び各地方環境事務所と調整を図るものとする。

なお、本基本計画は公園計画との整合を図り、青森県の自然環境部局との調整を行ったうえで策定したものである。

(2) 安全な住民生活の保全

土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所や山地災害危険地区については、治山施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設等の整備を図るほか、開発に伴う流出増については、事業者が調整池等の整備を行い、国土保全に努めるとともに、施設整備を実施する場合には、災害発生の危険度の高い地域及び水源涵養上重要な役割を担う国有林及び保安林を除外していくものとする。

青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例及び青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画並びに青森県交通安全計画にかんがみ、犯罪及び交通事故の防止並びに地域の平穏を確保するため、施設整備に当たっては、植栽の適切な配置、繁茂の管理、塀・柵・垣根の適切な配置、道路灯・街路灯・防犯灯の適切な組み合わせによる十分な照明の確保、防犯カメラ、緊急通報装置、防犯ミラーの設置、部材・設備を破壊されにくいものとする対象強化・被害回避その他犯罪防止対策に努めるとともに、安全な歩行空間の整備、交通安全施設の整備その他道路交通環境整備に努めなければならない。

地域経済牽引事業を実施する者は、従業員の法令順守、犯罪被害防止に資する指導、不法就労の防止に配慮した採用その他犯罪防止対策に努めるとともに、従業員の交通安全思想の普及に努め、また、地域における犯罪防止活動、交通安全活動への参加、所轄警察署との連絡体制の確立その他の地域との連携に努めるものとする。

(3) その他

承認された地域経済牽引事業計画については、毎年、進捗状況を確認し、必要に応じて的確な実施に必要な指導及び助言を行う。

また、青森県企業誘致推進協議会において、基本計画と承認事業計画の進捗状況を共有し、効果の検証を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて事業の見直しや基本計画の変更について検討する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では、土地利用調整区域は設定しない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。